

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.13 2019年5月31日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6
渋谷協栄ビル 6階
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

証人尋問の獲得目標

来る6月13日、前橋地裁にて3名の証人尋問が行われます。午後2時から3時間を予定していますが、何と言っても、その最大の獲得目標は、新安保法制法が違憲ということにつきます。

3名の「意見書」、著作物はすでに甲号証として昨年12月に提出済です。裁判所から提出してくださいという要請にそったもので、裁判官もすでに熟読していると思います。

証人 元内閣法制局長官 宮崎礼壹氏

2月に行われた進行協議期日に於いて、裁判長は、証人申請していました宮崎礼壹元内閣法制局長官の証言を「じっくりお聞きしたい」と発言しました。この裁判長の姿勢は、弁護団は元より、安保法制違憲訴訟の原告、そして多くの国民、市民が望んでいたものと言っても過言ではないでしょう。協議の結果、主尋問の時間を他の証人の3倍とることになりました。この裁判所の期待にこたえるべく、弁護団では5月の連休を返上し、総力をあげて準備作業を行いました。昭和47年10月14日の「政府答弁書」がなされた経緯と戦後の長い間の国会答弁、内閣の質疑を明らかにするべく、尋問は、ぐんま弁護団の中でも概念の正確性においては右に出る者がいない栗田洋亮弁護士が担当します。



証人 ジャーナリスト 半田滋氏

安保法施行後、わたしたちの平和は確実に脅かされています。その実態を客観的資料に基づき尋問に答えてくださるのが、ジャーナリストの半田滋さんです。

改正PKO協力法の駆けつけ警護や宿营地共同防護の規定は、南スーダンにおいて現実に適用され、改正自衛隊法に基づ



く米軍艦船の武器等防護も発動されました。また、新たに「国際連携平和安全活動」として、シナイ半島への自衛隊の派遣を準備しています。昨年12月に改訂された新防衛大綱は、新安保法制法を実施し推進するためのものと位置づけられ、日本が攻撃型空母を保有することに道を開いています。

半田さんへの尋問は、弁護団きっての理論派、滝悠樹弁護士が担当します。

証人 憲法学者 志田陽子氏

そして、本件訴訟の勝利をこの手につかみきるため「人格的自律権」について尋問に答えて頂くのが、憲法学者の志田陽子さんです。

志田さんは意見書で「日本で『プライバシー権』が、裁判所で認められたときのように人格的自律権が裁判所で認知されることを願っている」旨語られています。この高いモチベーションをしっかり受けとめて尋問するのは、我が弁護団共同代表のベテラン、池末登志博弁護士です。



秋には原告本人尋問

なお、群馬では、この後の9月4日、26日と2期日をかけ、6名の原告本人尋問が予定されています。

原告の陳述書もすでに提出済です。群馬では中島飛行機の製造関連の工場が県内に多数存在したため、広島原爆投下の前日である1945年8月5日の「前橋空襲」で多くの前橋市民が被害にあいました。その状況は文字にあらわすことをためらう程です。大量に投下される焼夷弾の下、にげまどい、かろうじて生きのびた原告の証言が法廷で語られると思います。『二度と戦争被害を体験したくない』、『平和を希求する』正義の声が裁判所を説得する場となるでしょう。

前橋地裁証人尋問決定！

新安保法制法違憲ぐんま訴訟弁護団 大塚 武一

差止第10回口頭弁論

2019年3月18日(月)、安保法制違憲差止め訴訟の第10回口頭弁論が行われました。先の期日(昨年12月)が原告本人尋問だったため、今回の期日で実質的な弁論の更新として、まず寺井一弘弁護士が「今、なぜ安保法制の違憲訴訟か」についての陳述を行いました。続けて順に、伊藤真弁護士が「新安保法制法の違憲性について」、福田護弁護士が「新安保法制法の現実的危険性等について」、杉浦ひとみ弁護士が「原告本人尋問要約」を陳述し、この後、原告の金田マリ子さんが、1945年3月10日の東京大空襲で孤児になったことによる壮絶な体験と、長く続けてこられた戦争孤児の聞き取りについて陳述しました。なお、金田さんは「戦争孤児の実態伝承」の活動が評価され、今年度の

吉川英治文化賞を受賞されています。

最後に、「証人の採用について」棚橋桂介弁護士が陳述しました。国賠訴訟では認められなかった証人尋問を、差止訴訟では認めてもらうべく主張したのですが、裁判所はこの期日では結論を出さず、

1週間後に電話連絡で証人申請を認めない旨伝えてきました。大勢の原告が見守る中で言わずに後から伝えてくるといふ裁判長の姿勢にも疑問を感じました。



金田マリ子さん
司法記者クラブにて

国賠第10回口頭弁論

2019年4月12日(金)安保法制違憲国家賠償請求訴訟の第10回口頭弁論が行われました。この日は、準備書面1通と、ダンボール2箱分の証拠を提出しました。

準備書面は、「新安保法制法の現実的危険性と日本の危機」についてで、これまでアメリカの戦争に一度も反対したことのない日本が、新安保法制法の適用により、アメリカと一体となって他国との軍事的対立関係に入り、あるいは自衛隊員が戦闘行為の危険にさらされる事態が生じていること、さらに新防衛大綱により、日本が再度軍事国家へと向かう危険な道を進もうとしているとして、書面を執筆した福田

護弁護士が法廷で陳述をしました。

また、証拠のダンボール1箱分は、500名を超える原告の陳述書でした。損害賠償請求をしている以上、原告本人の損害が立証されなければなりません。法廷では、橋本佳子弁護士が陳述をしました。そして、その他の証拠は、政府関係資料及び新防衛大綱関連、また、現最高裁判事が、「憲法9条を超えて集団的自衛権を認めることなどできません」と書いた雑誌記事などを提出しました。証拠については、古川(こがわ)健三弁護士が法廷で陳述しました。

国賠訴訟は次回期日(7月25日)で、結審となります。



橋本佳子弁護士

古川(こがわ)健三弁護士 寺井一弘弁護士

福田護弁護士

武谷直人弁護士
司法記者クラブにて

全国では

1月に忌避申立てをしていた札幌地裁では、忌避は認められず裁判が再開し、4月22日に原告敗訴の判決がでました。次ページに判決文と、札幌の声明、またその次のページに、全国ネットワーク代表の寺井一弘弁護士による怒りの表明を掲載しました。裁判体に対する不審により、広島地裁でも、4月17日に忌避の申立てをしています。

一方、前橋地裁での朗報に続いて、横浜地裁でも、証人採

用を前提として、人選等の調整が進められています。この流れを大事にして、点が線に線が面になることを期待しています。なお、大阪地裁では、5月20日の口頭弁論で、東京の国賠訴訟で証人申請をしていた西谷文和さん(大阪訴訟原告)を含む14名の原告本人尋問が行われ、次回期日、9月9日に結審となります。全国の安保法制違憲訴訟に注目してください。

(事務局次長 山口あずさ)

安保法制違憲北海道訴訟第一審判決に対する声明

安保法制違憲北海道訴訟原告団

安保法制違憲北海道訴訟弁護団

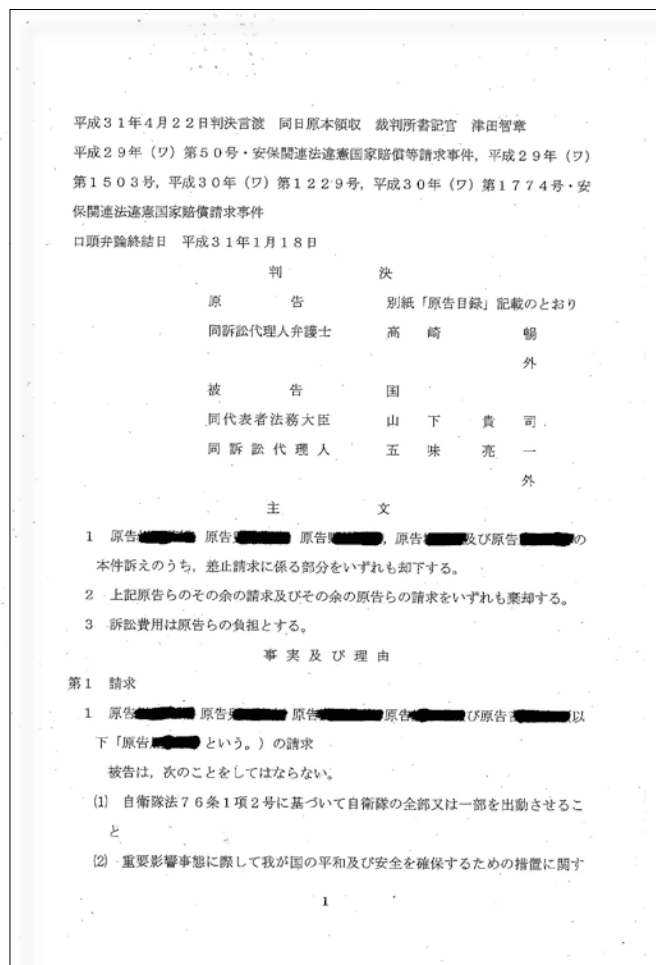
本日、札幌地方裁判所民事第5部（裁判長岡山忠広（代読））は、安保関連法が憲法に違反し、平和的生存権・人格権が侵害されたとして、国を相手に訴えた国家賠償請求訴訟と自衛隊の行動の差止を求めた差止請求訴訟について、前者は原告らの請求を棄却する判決、後者は請求却下の判決を言い渡した。

その理由として、本判決は、国家賠償請求については、原告らの主張する「平和的生存権」や生命身体の安全を含む「人格権」は、具体的な権利性がなく、国家賠償法上保護された権利ないし法的利益と認めることができないこと、差止請求については、原告らが求める差止の対象は行政の行使そのものであり、その行使に対し、民事上の請求としてその差止を求める訴えは不適法であること、また、行政法上の差止請求としてもその要件を満たしていないことをあげる。

しかし、本判決は、安保関連法が憲法に明白に違反していること、日本が戦争に巻き込まれ、テロの攻撃対象となる具体的な危険性があること、安保関連法が実施されたこの3年間、日米の一体化が深化し世界中の紛争に関わる米軍と行動を共にする機会が増え、日本を敵視していなかった国や武装組織が日本を「敵」と見做す具体的な可能性があることを直視しない、極めて不当な判決である。

それだけでなく、裁判所は、原告が申請した本人尋問や証人尋問を一切行うことなく、また一部原告の具体的被害の主張すらさせないまま判決を言い渡したもので、それは原告敗訴の判決をしようという予断を抱いていたものと言わざるを得ない。それは公正な裁判による判決とは到底言えるものではない。

内容においても、原告らの具体的被害を、「自らの信条や信念と反する立法が行われることによって生ずる精神的苦痛にすぎず、間接民主主義の下では社会通念上受忍されるべきもの」などと一蹴し、例えば、いつ自分の息子が命を奪われるかわからないという精神的苦痛だけ



でなく、親子関係を断絶せざるを得ないというほどの現職自衛官の母親である原告の苦痛、苦しみについても、「いまだ集団的自衛権の行使等として出動命令が出される蓋然性は低く、これら原告の抱く不安や恐怖はいまだ抽象的な不安の域を出ない」などと目を向けようとしないもので、全く空疎な判決である。

さいごに、本判決のように、安保関連法に対し、裁判所が沈黙することは基本的人権の保障を使命とする裁判所の責務の放棄であることを指摘する。

私たちは、裁判所が憲法で保障された違憲立法審査権を積極的に行使することを札幌高等裁判所に強く求めて、直ちに控訴することを決めた。

同時に、札幌高裁では、必ず勝利するために全力を尽くす決意を表明する。

以上

満身の怒りを込めて札幌地裁判決を糾弾する

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク 代表 寺井 一 弘

1、本日、安保法制を憲法違反とする訴訟について、札幌地方裁判所民事第5部（岡山忠広裁判長）は主張立証が全く尽くされていないにもかかわらず、唐突かつ強引に審理を打ち切ったうえ差止請求を却下、国家賠償請求を全部棄却するという判決を言い渡した。

その内容は「防衛出動命令等の差止請求は不適法」「平和的生存権は法律上保護された具体的権利ではない」「自らの信条や信念と反する立法等によって精神的苦痛を受けたとしても受忍されなければならない」「安保法の違憲性を判断するまでもない」など空疎極まりないもので、「武力」という最も危険な国家権力の発動を禁止し、国を訴える権利を含む国民の基本的な人権を定めた憲法を土足で踏みじった。そもそも原告の権利や利益の有無について原告本人尋問すら行わず、真摯にその訴えを聞くこともなく判断したことは「事実を認定し、その事実を前提として法律を適用する」という司法の基本的役割を放棄している。

このような判決に関与した裁判官（岡山忠広、根本宜之、牧野一成）は、「司法」の名を借りて、権利の主体であり主権者である国民を愚弄し、民主主義に基づく不可欠な国民的基盤たる三権分立の原理を支えるところの自らの使命を放擲し、内閣及び国会において多数を占める政権与党に積極的に迎合してそれに屈したものと受け止めざるを得ない。このような裁判官によって構成される合議体は、およそ司法という名に値するものではない。

個人の人権が侵害されたとの訴えがなされた場合、これを憲法によって救済するため、その侵害の有無に誠実かつ謙虚に向き合うのが本来あるべき司法の姿である。ところが札幌地裁の裁判官らは、一見してきわめて明白な憲法違反が問われている重大事件に対して、証人尋問はもとより原告の本人尋問すら拒否し、原告・弁護団の訴えを一方的な予断をもって一刀両断に切り捨てた。これは司法にあるまじき行為であり、司法権力の濫用であり傲りである。

2、札幌地裁における原告・弁護団には、集団的自衛権行使の最前線に立たされる自衛官とその家族を、隣人・生徒・学生・クライアントとするものがある。また、自衛隊基地と生活を共存させてきた人たちも多数いる。北海道は、沖縄や本土とともに、アジア太平洋戦争の犠牲になった。敗戦時のソ連軍侵攻とともに人々が負った傷は甚しく深く、北方領土問題、自衛隊基地問題など政治的・経済的には勿論のこと、北海道は歴史的・文化的・学術的にも、常に「軍事」と「平和」に向き合ってきた。長沼ナイキ基地訴訟や恵庭訴訟はこの札幌の地で争われ、その中で自らの人生を選択してきた戦後生まれの人も少なくない。そして人々の生活はもちろん、教育や福祉も、こうして選び取られた「平和」とともにあった。このように、アジア太平洋戦争を生き抜いた人も、戦後生まれの人も、それぞれの経験から、日常の平和を大事にし、暴力や差別に抗いながら日本国憲法をよりどころにして人生を切り拓いてきた。深瀬忠一北海道大学名誉教授が多大な理論的貢献をされた「平和的生存権」は、長沼訴訟に大きな影響を与えた。さらに2008年の名古屋高裁判決が示すように、「平和的生存権」は具体的権利性を有し裁判上救済されるべき権利として理論的發展を遂げている。「平和的生存権」についての憲法学

説は、次の世代に承継されて発展し、今日国際社会で提唱されている「平和への権利」の基礎理論を構築したものである。世界に誇れるものとなっている。

3、こうした憲法の核心ともいえるべき戦争放棄を定めた9条が、これまでの政府解釈を全く無視して集団的自衛権行使を容認するような本件安保法制によって、自らが、隣人が、教え子が戦争に直面させられることを誰が黙って見過ごすことができるのだろうか。しかも、この北海道、札幌の地においてである。

政府が2018年12月に策定した新防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画は、イージスアショアの配備、いずも型護衛艦の空母化、短距離離陸垂直着陸が可能なF35Bの大量購入や長距離巡航ミサイルの導入など、敵基地攻撃可能な兵器の配備により戦争への道をさらに大きく進めた。札幌地裁がこの時期に、迫り来る戦争の危機に一切目を背けて憲法判断を避けたことは、司法の戦争加担に他ならない。私たちは、戦前、司法が治安維持法や軍機保護法など様々な悪法のもとで無辜の人々を弾圧し戦争を押し進めた、あの悪夢の時代を想起して戦慄せざるを得ない。

4、この訴訟の原告らは、その経験と良心に基づいて、主権者としてこの憲法に定められた権利を行使し、国の責任を問い、集団的自衛権を差し止める訴訟と国賠訴訟を提起した。こうした原告・弁護団への応答としてなされた今回の判決は、憲法の理念を根底から否定し、戦争へ舵を切るという憲法の破壊・蹂躪に司法が手を貸すものである。各国が戦争を放棄して国際社会に平和をもたらすためには、各国の憲法に戦争放棄を書き込まなければならない。日本国憲法は、その理想を世界に先駆けて実行し、私たちを国際社会において名誉ある地位に押し上げてきた。十分な審理をしないで平和憲法の破壊に手を貸した札幌地裁裁判官らは、そうした流れに逆行し、日本を戦争へと導く重大な過ちを犯したものとしてその責任を厳しく問われるべきである。ワイマール共和国の崩壊とヒトラー独裁政権の出現の要因として、後世、権力に迎合した裁判官の存在が鋭く批判の対象とされてきたが、本日の判決を下した3人の裁判官も安倍政権による平和憲法の破壊に加担した裁判官として歴史的責任を追及され続けることになるであろう。

この闘いは、これからも控訴審、上告審へと続く。私たちはこの理不尽極まる判決に決してひるむことなく闘い続ける。

5、私たちは、このような札幌地裁判決とこれを言い渡した裁判官に対し心からの強い怒りを表明するとともに、このような司法と裁判官の責任を糾弾し、徹底的に追及していく。

全国で提起されている25の安保法制違憲訴訟では、原告側が申請した宮崎礼堂元内閣法制局長官ら証人全員を採用した前橋地裁の決定など、今後様々な推移を辿ることになる。

私たちはこれからも平和憲法を死守するために国民市民と固く連帯しながら創意工夫して総力あげて闘い抜くことを決意している。この闘いの目的は、墮落した政治と司法を変え、憲法を国民市民の手に取り戻すことにある。このことこそが世界に誇る憲法9条を持つ国の主権者である私たちの使命であり責任であると確信するからである。

国連が統括しない多国籍軍・監視団にも初参加

シナイ半島MFOへの自衛官派遣とは何か

安保法制違憲訴訟を支える会／憲法を生かす会 筑紫建彦

急テンポで進められた MFO への派遣

安倍内閣は4月2日、「我が国の『平和と繁栄の土台』である中東の平和と安定への貢献」と称し、陸自の幹部自衛官2人（2等陸佐と1等陸尉）をエジプト・シナイ半島で活動する「多国籍軍・監視団」（MFO）への司令部要員として派遣することを閣議決定した（期間は当面、同月19日から11月30日まで／出発は4月26日）。

この自衛官派遣は、安倍政権が2015年に強行成立させた安保法制（16年3月施行）のうちの「国際平和支援法」が定める「国際連携平和安全活動」での初の自衛官派遣である。この活動は、個別的自衛権や集団的自衛権、国連平和維持活動（PKO）のいずれとも異なり、PKO 5原則を踏まえた“平和維持活動”の一種ではあるが、国連が統括せず、任意の国による軍事的活動という政治性の強いものである。

ちなみに旧ユーゴ紛争、特にボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争では95年に、国連PKOとは別にNATOがセルビア軍に空爆を繰り返したが、安保法制ではNATOも「国際連携平和安全活動」の対象になりうるから、自衛隊による戦闘への支援・協力は可能となっている。

対米協力と海外派兵の拡大が狙い

MFOに今なぜ自衛官派遣か？ 一つには、1992年のカンボジア派遣以来の自衛隊のウリとなった国連PKOへの自衛隊派遣が、2017年の南スーダンからの撤収で途絶えており、「自衛隊で国際貢献」という政策の空文化を何とか埋めたいとの焦りである。ゴラン高原PKOのUNDOFに17年間も派遣した「実績」は、シリアの内戦による治安悪化で2013年に撤収しただけでなく、安倍首相が親密なトランプ大統領は、ゴラン高原の占領地へのイスラエルの「主権」を認めるという併合容認に転じ、和平も国際法も踏みじった。

そこで、MFOは“平和維持活動”の一種であり、かつ米国・米軍が主体であるため、駐屯・活動中の米軍に寄り添い、「米軍に忠実で、お役に立つ自衛隊」を売り込むことができる考えたのであろう——「カネ以上に兵士も出す日本」として。ただ、司令部に2人だけでは実質的な支援にはほとんどならないが、MFOの役割自体が縮減している現状では、その「象徴的意味」に価値を置くという姑息な術策である。

また中期的には、「国連が統括しない国際機関の要請」に応じて自衛隊の武装部隊を派兵するための“前例”にするという意図が隠されている。今回は2人の自衛官が小銃と拳銃を各一丁ずつ保持する程度だが、「国際連携平和安全活動に武器を持って自衛官が参加した」ことに変わりはなく、今後はどの地域の各種の「国際連携平和安全活動」に重火器などで武装した自衛隊の実戦部隊が参加するのも、「前例

がある。単なる量的違いだ」と強弁することになりうる。

イスラーム武装勢力と自衛官の武器使用

MFOでは現在、武力紛争再発のおそれがきわめて小さいので、自衛官による武器使用の場面はほとんど想定されていないようである。しかし、MFOの活動エリアであるシナイ半島では、イスラエルとエジプト政権に対して戦闘を挑むアルカーイダ系やIS系とされる武装勢力が活動している。彼らが武力攻撃や兵力の移動などを行っても「平和条約違反」とはならないが、武装勢力に対してエジプトまたはイスラエルが軍事行動を起こせば、「停戦」にも微妙な影響が生じえよう。

3月に現地訪問した鈴木貴子防衛政務官は帰国後、「シナイ半島南部はおおむね平穏だが、北部は注視が必要」と述べたが、その意味は、ガザとの国境地帯の情勢やシナイ半島で活動する武装勢力の存在による「治安問題」への懸念である。このため政府の論法は、自衛官が派遣されるMFO司令部は「南部にあるから安全」というものである。しかし、その後4月、IS系武装勢力は「シナイ半島南部に活動範囲を拡大する」との方針を表明した。

武装勢力の攻撃がMFOにも向けられた場合などでは、自衛官による武器使用の可能性が出てくる。この場合、政府は自衛官の行動を「自己防衛のため」と説明するだろうが、MFOの軍事的対応の規模や程度によっては「シナイ半島での治安維持作戦」の様相を呈し、自衛官の武器使用もその一環と受け止められかねない。すなわち、「武装勢力に武器で対抗する日本の自衛官」という姿になる可能性もありうる。そして、この場合も、政府は「武装勢力は国家または国家に準じる組織ではないから、自衛官による武器使用は武力行使にあたらぬ」、「武装勢力はエジプト政府でもイスラエル政府でもない」ので、中立原則は保っているなどというコトバでごまかそうとするだろう。

なお、MFO司令部への派遣は「11月30日まで自衛官2人」だが、政府の実施計画では「交代要員」や「連絡支援要員」、「関係行政機関の職員」、さらには物品・役務の提供について「国以外の者」（民間人）の協力を求めることができるとされており、期間や関係要員の拡大ができるよう設定されている。

このような危険性は、次回以降の多国籍軍への自衛隊派遣が「部隊派遣」となった場合に、さらに大きな現実性を帯びてくるだろう。自衛隊の武装部隊が、他国の治安維持を武力で行う——安保法制が開いた危険な道の「前例」が、新たな可能性として追加されたのである。

全国の提訴・裁判の状況 (2019年5月31日現在)

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	7月25日 10:30 結審
	差止・国賠	7月22日 11:00
	女の会 国賠	6月14日 14:30
札幌	差止・国賠	控訴
釧路	国賠	6月18日 14:30
福島 (いわき)	国賠	6月12日 13:30
神奈川 (横浜)	差止・国賠	9月5日 11:00
埼玉 (さいたま)	国賠	6月19日 15:00
群馬 (前橋)	国賠	6月13日 14:00 証人尋問
山梨 (甲府)	国賠	9月10日 15:00
長野	国賠	5月31日 10:30
愛知 (名古屋)	国賠	6月12日 11:00
大阪	差止・国賠	9月9日 15:00 結審
京都	国賠	6月20日 15:00
岡山	国賠	10月16日 11:00
広島	差止・国賠	忌避申立中
山口	国賠	6月5日 14:00
高知	国賠	6月25日 11:30
福岡	国賠	9月17日 14:00
	差止・国賠	9月4日 14:00
長崎	国賠	10月7日 11:00
大分	国賠	7月1日 14:30
鹿児島	国賠	9月2日 15:00
宮崎	国賠	6月3日 15:00
沖縄 (那覇)	国賠	7月16日 13:30

安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

新しい年度になりましたので、会員の方はご継続をお願いします。また、まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。安保法制違憲訴訟は多くの方に支えられています。年会費一口3000円(何口でもかまいません)です。裁判費用やニュースの発行、また支える会の活動などに使用します。ご無理のない範囲でよろしくをお願いします。

アンボホウセイイケンソシヨウヲササエルカイ
口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイヤル外：口座記号・番号：00140-514288

ATM：口座記号・番号：001405-514288

窓口：口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九 (ゼロイチキョウ)

預金種目：当座 口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付

tel.03-5289-8222 fax.03-5289-8223

E-mail soshou.sasaeru@gmail.com

東京地裁次回期日

【女の会 第8回期日】2019年6月14日(金)

14:10 傍聴券抽選

14:30 **開廷 (103号法廷)**

16:00 報告集会 参議院議員会館講堂

17:00 「Voice 平和をつなぐ女たちの証言」出版記念集会
※報告集会に続けて開催します。

【差止・第11回期日】2019年7月22日(月)

10:00 地裁前アピール行動!

10:30 傍聴券抽選

11:00 **開廷 (103号法廷)**

13:00 報告集会 議員会館を予定

14:45 原告集会 (第16回読書会 ※見学可)

【国賠・第11回期日・結審】2019年7月25日(木)

9:30 地裁前アピール行動!

10:00 傍聴券抽選

10:30 **開廷 (103号法廷)**

13:00 報告集会 議員会館を予定

14:45 原告集会

前橋地裁次回期日

2019年6月13日(木)

12:45 集合 群馬県教育会館5階 (前橋地裁となり)

14:00 **開廷 (4号法廷)**

※裁判の傍聴は抽選になります。遠方の方は、傍聴できない可能性をご了承の上、お集まりいただければと思います。詳細は、安保法制違憲訴訟ぐんまの会 (027-235-5522) までお問合せください。

第15回読書会

2019年6月21日(金) 18:30より

場所：東京ボランティア・市民活動センター C会議室

※準備書面、意見書等を読んでいます。見学歓迎!

女たちの陳述集「Voice 平和をつなぐ女たちの証言」



定価 1500円 (+ 消費税)

10冊以上お買い求めの場合は

1冊1300円 (+ 送料)

2016年8月15日、敗戦の日に「戦争を絶対許さない!」と「安保法制違憲」を東京地方裁判所に訴えました。沖縄から北海道まで全国121名の原告と、弁護団もすべて女性です。

女性は戦争時には、兵士を生産するため、産めよ・殖やせよと「産む性」を強要され、同時に、戦いで命を落とすかもしれない兵士の「慰安のための性」として利用されました。私たちは、先人の女性たちに思いをはせ、また自分たちの体験から、安保法制の不当性・危険性・加害性、進行していく人権抑圧の実態、恐怖など、私たちが受ける損害を訴えています。